

地方公共団体に対する調査結果の概要（目次）

1	調査の概要	1
2	国の制度改革の成果を活かした地方の取組	1
	（1）権限移譲（第2次一括法等）	1
	（2）規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第1次・第2次一括法）	3
	（3）必置規制の見直し	6
	（4）補助対象財産の財産処分の弾力化	6
	（5）法定外税	7
	（6）条例による事務処理特例制度	7
3	分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組	9
	（1）住民との協働による行政の推進	9
	（2）自主条例を活用した政策の展開	10
	（3）地方議会の活性化	11
	（4）地方公共団体間の協働	11
	（5）推進体制の整備	12
4	重要な政策分野に関する地方における課題	13
	（1）土地利用	13
	（2）社会保障	15
	（3）雇用・労働	16
	（4）教育	16

1 調査の概要

本概要は、本年9月に内閣府地方分権改革推進室から地方公共団体に対して、地方分権改革の総括と展望に関して行った調査*を取りまとめたものである。

*調査の内容

- ・地方分権改革の総論に関する調査（①改革の成果、②今後の課題）
→全団体を対象（1,789団体）
- ・個別改革分野に関する調査（①都道府県から市町村への権限移譲（第2次一括法等）、②規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第1次・第2次一括法）、③条例による事務処理特例制度、④地方分権改革のための組織・人員体制）
→全ての都道府県・指定都市・都県庁所在の市区に加え、各都道府県が市及び町村から選定した団体（1団体ずつ）を対象（152団体）

以下で挙げている事例の抽出に当たっては、回答数が多いものを中心に、行政分野ごとのバランスにも配慮して行った。

2 国の制度改革の成果を活かした地方の取組

（1）権限移譲（第2次一括法等）

①都市計画の決定（都市計画法）

- ・地域地区のうち三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画の決定の権限を都道府県から市町村に移譲した。
- ・区域区分の都市計画の決定の権限を都道府県から指定都市に移譲した。
- ・都市施設のうち、4車線以上の道路、10ha以上の公園等の都市計画の決定の権限を都道府県から市町村に移譲した。等

- 従来は、県の基準では、幹線道路沿いの用地を用途地域として指定する幅は道路から25m又は50mの2択の一律の基準であったが、権限移譲により、独自に幅を30mと設定することができた。
- 従来は、区域区分の変更に当たっては、県が主体となり関係機関との協議を行っていたが、市の実情に詳しくないため、協議に時間を要していた。権限移譲により、市が自ら協議を行うこととなり、従来6月程度要していた期間が3月に短縮された。
- 従来は、4車線以上の市道は都道府県に決定権があり、都市計画の決定に時間を要していたが、権限移譲により、地域の実情に応じた都市計画の決定が、より主体的且つ迅速に行えるようになった。

②農地等の権利移動の許可（農地法）（都道府県→市町村）

農地の権利移動の許可の事務を都道府県からすべての市町村農業委員会に移譲した。

- 従来は、県との書類送受に時間を要し権利移動許可まで35日程度の期間を要していたが、権限移譲により、市町村農業委員会単独で許可できるようになったことで、28日程度に短縮された。

③未熟児の訪問指導及び養育医療の給付等（母子保健法）

（都道府県並びに保健所設置市及び特別区→市町村）

都道府県及び保健所設置市及び特別区が処理していた低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等の事務を都道府県からすべての市町村に移譲した。

- 平成6年の母子保健法改正により母子保健に関する事務（母子健康手帳交付、乳幼児健診等）の実施主体が原則として都道府県から市町村へと改められた中で、未熟児訪問指導は比較的専門性が高いことから都道府県に残された。今回、この事務が市町村に移譲されることにより、市町村が母子保健に関する事務全般を一貫して実施できるようになり、保護者にとっても窓口が一元化された。

④指定居宅サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等（介護保険法）

（都道府県→都道府県、指定都市及び中核市）

介護保険の指定居宅サービス事業者の指定、報告命令、立入検査等の事務を都道府県から介護保険の保険者である指定都市及び中核市に移譲した。

- 従来は、保険者である市町村が事業者の設備や運営について問題事例を発見しても都道府県に通報することしかできなかったが、権限移譲により、直ちに適切な指導や是正が可能となった。

⑤特定非営利法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等（特定非営利活動促進法）（都道府県→都道府県及び指定都市）

特定非営利法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等の事務を都道府県から指定都市に移譲した。

- 従来は、市がNPO法人に関する相談や情報提供を行う中で、NPO法人の設立についての相談があっても、県に頼らざるを得なかった。権限移譲により、設立や運営に関するサポートも行うことができるようになり、NPO法人の総合的な支援が可能となった。

（２）規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第１次・第２次一括法）

①公営住宅の入居基準の条例委任（公営住宅法）

公営住宅の入居基準について、公営住宅に入居可能となる資格基準を条例委任した。

- 従来は、親子世帯（月収 15.8 万円～25.9 万円）の場合、子どもは「未就学児童」であることが要件だったが、条例で、子どもは「中学生以下の児童」まで拡大した。その結果、入居可能な世帯の拡大により、子育て世代の入居応募者数が４％増加し、子育て世代の支援が充実した。
- 従来は、精神障害者のいる世帯（月収 15.8 万円～25.9 万円の世帯）の場合、精神障害の等級が「１～２級」であることが要件だったが、条例で、精神障害の等級を「１～３級」まで拡大した。その結果、入居可能な世帯の拡大により、障害者への支援が充実した。

②保育所の設備等の基準の条例委任（児童福祉法）

保育所の設備及び運営に関する基準について、都道府県、指定都市及び中核市に条例委任した。その際、省令で定める居室面積基準等については「従うべき基準」¹とし、その他の基準は「参酌すべき基準」²とした。また、「従うべき基準」のうち面積基準に限っては、待機児童が著しく多い大都市圏の市区については、平成26年度末まで「標準」³とした。

- 従来は、0、1歳児1人当たりのほふく室の面積について、省令基準で3.3㎡以上と一律に定められていたが、条例で、待機児童が多いと市長が認めた地域の保育所は1.65㎡以上に緩和できるようにした。
- 従来は、0、1歳児1人当たりの乳児室及びほふく室面積について、省令基準でそれぞれ1.65㎡以上、3.3㎡以上とされていたが、条例で、一律3.3㎡以上とした上で、年度途中で定員を超えて入所させる場合には、0、1歳児の乳児室及びほふく室の1人当たりの面積を2.5㎡以上に緩和できるようにした。
- 従来は、0歳児の乳児室の面積は省令基準で原則1人当たり1.65㎡以上と一律に定められていたが、条例で、5㎡以上とし、保育の質を確保した。

¹ 「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準であり、法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

² 「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準であり、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

³ 「標準」とは、通常よるべき基準であり、法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容される。

③社会福祉施設の非常災害対策に関する基準の条例委任（老人福祉法、児童福祉法及び障害者総合支援法）

特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の設備及び運営に関する基準について、都道府県、指定都市及び中核市に条例委任した。その際、省令で定める非常災害対策に関する基準は「参酌すべき基準」とした。

- 従来は、社会福祉施設の非常災害対策については、省令で、施設設置者に対して防災計画の策定や定期的な訓練の実施等について義務付けていたが、平成21年7月の豪雨災害の教訓を踏まえ、条例で、上記の非常災害対策に加え、緊急時の安全確保、市町等との協力体制等づくりや訓練を踏まえた計画の検証及び見直しといった対策を義務付けたことにより、施設の防災対策が強化された。

④道路の構造の基準の条例委任（道路法）

道路の構造の技術的基準（車線・路肩・歩道等の幅員、勾配及び右折レーンの幅等）については政令で定められているが、その政令で定める基準を、橋梁やトンネル等の構造等を除き、「参酌すべき基準」として、条例委任した。

- 従来は、歩道の幅員は2 m以上に義務付けられていたが、条例で、1.5 mまで縮小可能とし、道幅が狭い道路でも歩道整備が可能となり、歩行者の安全対策が強化された。
- 従来は、道路の坂の勾配は12%以下に義務付けられていたが、条例で、17%まで引き上げ可能とし、急勾配の地域でも道路の整備を行うことができるようになった。

⑤公民館運営審議会委員の任命基準の条例委任（社会教育法）

公民館運営審議会の委員については、法律で委員の資格が定められていた（学校教育及び社会教育の関係者等）が、委員の資格の基準を省令で「参酌すべき基準」として定め、条例委任した。

- 従来は、委員は国の基準に沿って任命せざるを得なかったが、条例で、公募によって住民を委嘱できることとした。これにより、住民の側からの意見、提言を取り入れることができるようになり、利用者の目線に立った住民サービスの提供や運営改善が可能となった。

⑥流域下水道の事業計画の国土交通大臣認可の届出化（下水道法）

都道府県が策定する流域下水道の事業計画の国土交通大臣の認可を協議とした。ただし、既に流域別下水道総合計画を策定している地域において流域下水道の事業計画を策定する場合は国土交通大臣への届出とした。

- 国土交通大臣の認可の届出化により、流域下水道の事業計画の策定期間が2月短縮し、手続きの迅速化が図られた。

（3）必置規制の見直し

福祉に関する事務所の統合等が可能となるような弾力的な名称の使用や設置形態が可能となった。

- 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の3機関を「児童・障害者相談センター」として統合し、県内3地域にある総合庁舎に設置した。これにより、既に設置されていた福祉事務所とあわせ、総合庁舎内に福祉分野の相談機関が集約された。

（4）補助対象財産の財産処分の弾力化

「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」（平成20年4月10日補助金等適正化中央連絡会議決定事項）により、原則として、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、用途・譲渡先を問わず、また、国庫納付を求めないことが定められた。

- 利用機会が減った教育施設を地域活動の拠点施設としての簡易宿泊所に転用した。
- 電源地域産業再配置促進費補助金により整備した産業展示館を廃止し、総合観光センター（観光案内センター）に転用した。
- 学校施設の廃校後現存する建物について、スポーツ施設や公民館等多彩な用途への転用が大幅に進んでいる。（P17 文部科学省調査参照）

(5) 法定外税

法定外普通税の許可制度を、同意を要する協議制度に改めるとともに、新たに法定外目的税制度を創設した（平成 12 年度）。

- 県内の最終処分場の残存容量が逼迫し、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取組推進が喫緊の課題だったため、法定外目的税である産業廃棄物税条例を制定し、得られた税収については、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））の促進、最終処分場の設置促進といった事業に充てている。結果として、再生利用率の増加や、最終処分量の減少につながった。

※参考 法定外税の件数の推移

年度（平成）	10	15	20	25
都道府県	14	24	44	42
市町村	6	9	12	13
合計	20	33	56	55

(6) 条例による事務処理特例制度

①一般旅券の発給の申請受理・交付等（旅券法）

- 従来は、県が 4 か所のパスポートセンターで発給事務を実施していたが、県内全市町に権限移譲し、合わせて 21 か所で実施するようになったことで、近場での申請が可能となった。また、従来は、市町で戸籍を入手した上で県のパスポートセンターに申請していたが、市町 1 か所のみで戸籍を入手の上、申請が可能となり、手続きがワンストップ化した。さらに、従来は、申請から発給までの期間が 6 日だったが、市町への権限移譲と併せて県におけるパスポート作成事務を効率化した結果、最短 4 日で発給可能となった。
- 従来は、パスポートの発給を受けるためには、県内に 5 ヶ所ある県のパスポートセンターに行く必要があったが、権限移譲により、県内 30 ヶ所で広域的に申請できるようになり、近場での申請が可能となった。また、事務処理特例により移譲を受けた町村が近隣の市に事務委託を行うことで、広域的に連携して事務を実施している。

②開発行為の許可等（都市計画法）

- 従来は、土地の区画形質の変更に係る開発行為の許可等が県で、開発後の土地に造られる建築物に係る建築確認が市で行われていたが、権限移譲により、双方の許認可事務が市において一貫してできることになり、相互の事務の緊密な連携が図れた。

③農地転用の許可（農地法）

- 従来は、県が許可権者であり、事務処理上、市町村（農業委員会）が毎月取りまとめて県に許可申請を行っていたが、権限移譲により、市町村（農業委員会）で申請に係る相談から許可まで一貫して事務処理が行われるようになり、効率化された。

④特定非営利法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等（特定非営利活動促進法）

- 従来は、手続きの際に県庁所在市まで1時間かけて行かなければならなかったが、権限移譲により、町内において手続きができるようになり、住民サービスの向上につながった。また、移譲前に比べてNPO法人との協働を密接に行うことができるようになった。

⑤有害鳥獣駆除のための捕獲許可（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

- 従来は、シカの被害が多いにもかかわらず、捕獲等に関し県へ申請して許可を受けなければならなかったが、権限移譲により、駆除要望から許可に要する時間が短縮でき、現場の作業が迅速化した。

⑥認可外保育所に係る報告の徴収又は立入調査等（児童福祉法）

- 従来は、認可保育所における保育の実施は市町村の義務となっている一方で、認可外保育所に係る報告の徴収又は立ち入り検査等は都道府県の義務となっていた。権限移譲により、認可保育所における保育の実施とともに、認可外保育所への指導が可能になり、認可外保育所の運営にも関わりを持てるようになった。

⑦高圧ガス事業者等に対する指導監督等（高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び火薬類取締法）

- 府から府内全市町村に移譲された高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び火薬類取締法に関する事務につき、府内すべての消防本部が連携して保安3法事務連携機構を設立し、関係法令の運用、事業者に対する指導内容の平準化、担当職員の育成に取り組んでいる。

⑧大気汚染に係る施設等の規制事務等（大気汚染防止法）

- 府から移譲された大気汚染に係る施設等の審査、立入検査等を実施するため、化学分野の専門の職員を3市2町1村で共同設置し、測定・分析業務等の専門知識を要する事務を担わせることとした。これにより町村においても専門性を確保した事務処理が可能となった。

3 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

（1）住民との協働による行政の推進

<住民の政策形成過程への参画>

①市民参加条例の制定

- 平成14年10月に市民参加条例を制定し、市民に影響を与える重要な条例制定や計画策定等を行う場合には、市民が参加し、意見を反映させるよう努力規定が設けられた。その結果、毎年度50程度の市民参加の機会が確保され、各種委員会等における市民委員（公募市民を含む）の割合が15%程度に上っている。

②市民による事業進捗の評価

- 平成23年3月に策定した「新第5次振興計画」の7つの重点プロジェクトについて、計画の進捗状況を市民に報告し、市民に評価をしてもらう「市民評価委員会」を実施している。委員会で得られた評価結果については、次年度の市政運営に反映している。

③市民参加によるまちづくりの推進

- 長期総合計画の策定やまちづくり施策を推進するため、市民討論会を開催し、様々な市民の意見・提案の市の施策への反映に努めている。

<住民との協働による独自施策の展開>

④環境都市の推進

- 環境都市を目指し、①自治会やまちづくり協議会等による廃食用油リサイクル活動への支援や、②剪定した枝、刈草の回収、③電気式生ごみ処理機の購入助成など、環境保全の取組を単独で実施している。

⑤市民・企業との連携

- 県が提供する公共サービスのよりよい展開、公共サービスの担い手の多様化を図るため、業務の企業へのアウトソーシング（例：県庁総合窓口の運営）の提案や、企業と県のパートナーシップを通じた業務実施（例：難病患者の就労支援）の提案を募集している。提案した民間、企業、NPOなどと、県庁担当課が対話を重ね、様々な取組を実施している。

⑥市コミュニティファンドの創設

- 個人や企業等からの寄附を市民活動団体の地域貢献活動に結びつける仕組みとして、平成 20 年度にコミュニティファンドを設置した。個人や企業等は目的を特定した個別ファンド又はファンド全体に寄附することが可能であり、また、ファンドからの支援については、市民活動団体からの事業提案に対し、第三者委員会による審査又は公開プレゼンテーションを行った上で、市民審査員の投票結果に基づいて対象事業を決定している。

(2) 自主条例を活用した政策の展開

①コミュニティ条例

- 協働のまちづくり条例を制定し、同条例に基づいて市民活動支援センターを開設して公益的な市民活動に関する相談の受付、講座の開設や情報収集・提供など、地域コミュニティ・市民活動団体への支援に取り組んでいる。

②景観まちづくり条例

- 平成 19 年に景観行政団体となり、平成 19 年～21 年度に景観計画や景観まちづくり条例を制定した。当該条例には、景観法に基づく規定のみならず、まちづくり市民会議の意見を聴取しながら「まち遺産」を定めるなど、市独自の規定を定めている。このように、市民を交えた景観まちづくりの推進体制を整えるとともに、シンポジウムの開催やまち遺産を紹介するパンフレットを随時発行し、更なる市民意識の醸成を図っている。

③空き家条例

- 平成 25 年 1 月に空き家条例を施行した。当該条例に基づき、老朽化し、危険な状態にある空き家について調査し、助言・指導及び勧告といった行政指導を行っている。そして、行政指導に従わない場合には氏名等の公表や命令といった不利益処分を、さらに命令に従わない場合には行政代執行を実施している。条例施行より 5 件の空き家除却につながり、効果を挙げている。

④受動喫煙防止条例

- 受動喫煙による健康被害を防ぐこと等を目的として、学校、病院等については禁煙、飲食店等については禁煙又は分煙とする処置をとることを義務付け、過料を定める条例を全国で初めて制定した。住民の公共的施設の利用頻度は上がっており、また、施設利用者から好評価を得ている。

(3) 地方議会の活性化

①議会基本条例

- 平成 23 年に定めた議会基本条例では、議会や議員の活動原則、市民と議会の関係、政治倫理等のほか、議会における質疑を深めるため、一問一答方式の原則、質問への執行部の反問権や議員間の自由討議も定めている。

②議会報告会の開催

- 平成 25 年より県民なら誰でも参加できる議会報告会を県内各地で開催しており、農業や観光などのテーマについて県民と意見交換会を行った。

③議会のインターネット中継

- 常任委員会をインターネット中継し、市民が議会を身近に感じられるようにしている。

(4) 地方公共団体間の協働

①内部組織の共同設置

- 平成 23 年 10 月に 2 市 2 町で観光、福祉、まちづくり等に関する内部組織を共同設置した（共同処理センター）。これにより、県から移譲された事務について効率的な運用が可能となり、各市町が単独で移譲を受けたとした場合と比較し、10 人程度職員削減の効果があつた。
(平成 23 年 8 月に施行された地方自治法の一部改正により、地方公共団体は保健所などの行政機関や内部組織等を共同設置できるようになった。)

②地方税滞納整理機構の設置

- 所得税から個人住民税への税源移譲等に伴い、徴税対策の強化が課題となっているところ、広域連合や一部事務組合を設置し、大口困難案件についての滞納整理業務を共同化する取組が見られる。
- 現在、25 の地方税滞納整理機構が設置されており、そのうち、1 県内の全市町村が参加しているものは 7 団体ある。(うち、県も参加しているものは 2 団体)

③自治体クラウドの実施

- 住民基本台帳や税、福祉等の基幹システムを中心に自治体クラウドを導入している地方公共団体は、都道府県で4団体、市町村で150団体（平成24年4月1日現在）であり、コストの削減やセキュリティ向上等が図られている。

※自治体クラウド：地方公共団体が、情報システムを外部のデータセンターに保有・管理し、ネットワーク経由で共同利用できるようにする取組

（５）推進体制の整備

①専任の地方分権改革担当課（係）の設置状況

- 都道府県、指定都市、人口規模の大きい市を中心に、専任の地方分権改革担当組織が設置されている場合が多い。

区 分	設 置 団 体 数
都道府県（47団体）	39（83%）
指定都市（20団体）	13（65%）
県庁所在市（32団体）※指定都市を除く。	7（22%）
人口5～10万人の一般市（47団体）	9（19%）
人口1～2万人の町又は村（47団体）	2（4%）

②政策法務の強化

- 政策法務体制の充実のため、文書法規担当課に政策法務担当者を配置するとともに、関係各部局にも政策法務担当者を配置している。文書法規担当課では、県・市町村担当者を対象とした法務関係業務の説明会や政策法務に係る研修会を実施するとともに、政策の実現、課題の解決のための条例制定に向けた相談窓口を設置している。

③専門知識・技能を有する人材の活用

- 資金調達や資金運用に係る金融の専門家を任期付職員として採用し、全国的に利用されていない金融商品を活用した資金調達により、金利負担等の軽減を図った。
- 更なる観光客誘致に向け、民間人ならではの自由な発想・ノウハウや関連事業者とのネットワークを、観光政策に活かすため、民間の専門人材を任期付職員として雇用している。

- 弁護士を2年程度任期付職員として採用し、滞納整理の際の法令解釈などについて助言を受けている。
- 施設担当として一級建築士の資格を有する技術系職員を配置し、学校施設の耐震化事業、新給食センター建設など、専門的知識を要する分野で活用を図っている。

④大学との連携

- 大学と包括連携協定を締結し、福祉、防災、交通、教育支援等の幅広い分野において、大学側の担当研究者を定め、詳細な調査・分析や政策の検討への参画を進めている。防災事業や公共交通の活性化など計14事業で実施しており、補助金の審査や公共交通の在り方の検討などに役立てている。

⑤情報発信

- 議会中継システムの導入やフェイスブックの開設など、インターネットを通じ市内外に情報を発信することで、市民の市政参加と情報共有につながった。さらに、平成24年には「子ども議会」を開催し、18人の子ども議員たちが、それぞれが持つまちづくりへの思いを発表する様子を配信した。
- 平成24年度より市民の市政に対する理解や関心を深め、協働のまちづくりを推進するため、市民の集会などに市職員を講師として派遣する「まちづくり出前講座」を実施している。出前講座メニューは45種類あり、平成24年は148回開催し、延べ5,050名が参加した。

4 重要な政策分野に関する地方における課題

(1) 土地利用

①市町村の都市計画の決定（都市計画法）

第1次一括法により、市の都市計画の決定に係る都道府県知事への同意を要する協議は、同意を要しない協議とした。（協議は引き続き行う必要がある。）

- 都市計画の決定は、都市計画運用指針に沿って決定すべきものであり、市でも適切な判断を行うことができ、必ずしも全ての事項を協議する必要はない。例えば、市道である都市計画道路や地区計画など、広域の都市計画区域にまたがらない都市計画については市単独で都市計画決定を行えるようにすべきである。

②都市計画区域マスタープランの決定（都市計画法）

指定都市は、区域区分の決定権限を有するが、区域区分の方針を定める都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）は都道府県が決定している。

- 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画区域」が都道府県決定であるため、地域の実態に照らした区域区分の変更ができない。
※現在都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等の中で検討中。

③農地転用の許可（農地法関係）

4 h a 未満の農地の転用については都道府県知事が、4 h a 以上の農地の転用については農林水産大臣が、それぞれ許可を行う。

※2 h a 以上4 h a 未満の農地については、都道府県知事が農林水産大臣と協議を行った上で許可を実施。

- 地方農政局との書類のやり取り、検討で一定程度時間を要することから、申請から許可まで多くの時間を要している。企業等が刻々と変化する経済情勢に応じたビジネスチャンスを逃す場合がある。
- 平成21年の農地法改正により、10 h a のまとまりがあれば優良農地と判断されるなど転用基準が厳格化されたことから、地方では企業立地が困難になったほか、コンビニエンスストアの設置についても支障となった。

④農業振興地域の指定・変更等（農業振興地域の整備に関する法律）

都道府県が定める農業振興地域内において、市町村は農用地利用計画を定めて農用地区域を設定している。また、農用地区域内の農地を転用する際には、農用地区域から除外（農振除外）する必要があるが、その際に市町村は農業振興地域整備計画を変更しなければならず、当該事務は都道府県の同意を要する協議が必要である。

- 農用地区域から除外を行う場合、計画案を公告・縦覧し、知事の同意を得る必要があり、手続が順調に進んでも約4月かかり、事業実施に影響を及ぼしている。

⑤農地転用の許可に係る都道府県農業会議への意見聴取（農地法）

都道府県知事が農地の転用の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならないこととされており、条例による事務処理特例制度により市町村に権限移譲しても、引き続き市町村は都道府県農業会議の意見を聞かなければならない。

- 事務処理特例条例で農地転用許可権限を市町に移譲しても、法律上、移譲後も県農業会議の意見を聴取しなければならず、市町で事務が完結しない。

（２）社会保障

①保育所の設置基準（児童福祉法）

保育所の設置基準については、保育士の配置に係る基準が「従うべき基準」となっている。

- 「従うべき基準」とされている保育士の配置について、その緩和等が認められていないため、保育士の確保が困難な郡部や離島等で配置基準を見直すことができない。

②地域密着型介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任

（介護保険法）

指定地域密着型介護老人福祉施設の設置及び運営に関する基準については、第1次一括法で条例委任され、一人当たりの床面積については従うべき基準、利用者数については参酌すべき基準となっている。

- 高齢化が進行し、指定地域密着型介護老人福祉施設の施設数が不足することが考えられる。適切な範囲で定員を増やしたいが、そのためには、一人当たりの床面積を参酌基準とする必要がある。

③社会福祉法人の監督事務（社会福祉法）

第2次一括法により、社会福祉法人に関する監督事務を都道府県から市町村に移譲した。

- 社会福祉法人の施設監督について、法人監督は市に移譲されたものの、法人所管の施設の監督権限は県にあり、指導監督事務について新たな二重行政が発生している。

(3) 雇用・労働

①無料職業紹介事務（職業安定法）

国が行う無料職業紹介については、平成25年9月に地方分権改革推進本部で決定された「当面の方針」により、地方公共団体と一体となった就労支援や、「ハローワーク特区」、求人情報の地方公共団体への提供等の取組を進めるとされている。

- 求職者総合支援センターにおいて、県（生活・就労相談）と国（職業相談・紹介）がそれぞれの業務を実施することで、利用者に対するワンストップサービスを提供しているが、県と国の業務が明確に区分され、職員の融通もできない、ハローワークの情報を利用できない等の事情により、県としての効率、効果的なサービス提供に支障がある。

(4) 教育

①県費負担教職員の任用等（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

現行制度下においては、市立小学校及び中学校の設置主体は市であり、教職員の身分も市の職員であるが、任免などの人事権は指定都市を除いて県教育委員会にある。

- 市が教職員の人事権を持たないため、市が目指している教育行政に対して必要な人材を確保することができない。また、教職員の不正や不祥事に対して、市では懲戒処分を科すことができないにもかかわらず、市長が市民に対する民事上の責任を負うという、いわゆる「ねじれ状態」が生じている。
- 病気等による欠員を補充するための講師任用についても、手続きに2週間程かかるため、子供たちのために必要な教員がすぐに配置できない場合も多い。

廃校の実態及び有効活用状況

平成24年5月1日現在

廃校年度			平成14年度～平成22年度(※) (平成23年5月1日現在)		平成14年度～平成23年度 (平成24年5月1日現在)		
廃校数(A)	小学校		4,179	2,641	4,709	3,010	
	中学校			769		867	
	高等学校等			769		832	
現存する建物有(B)	x 100(%) B/A		3,754	89.8	4,222	89.7	
	うち何らかの活用が図られているケース(a)		2,620	69.8	2,963	70.2	
	うち現在活用が図られていないケース(未利用)(b)		1,134	30.2	1,259	29.8	
	建物利用の予定	有(c)	c/B	243	6.5	259	6.1
		無(d)	d/B	891	23.7	1,000	23.7
現存する建物無(C)	C/A		425	10.2	487	10.3	

廃校後現存する建物の主な活用用途

主な活用用途	例	件数	
		H22	H23(今回)
公民館・資料館等			754
社会教育施設	公民館、生涯学習センター等	594	608
文化施設	資料館、美術館等	131	146
社会体育施設			802
社会体育施設	スポーツセンター等	707	802
福祉施設・医療施設等			337
障害者福祉施設	自立支援施設、作業所等	64	73
保育所		32	35
児童福祉施設(保育所を除く)	子ども家庭支援センター等	31	33
放課後児童クラブ		31	40
放課後子ども教室		20	18
老人デイサービスセンター		31	36
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		22	28
その他老人福祉施設	小規模多機能ホーム、世代間交流センター等	58	60
医療施設		14	14
体験交流施設等			300
体験交流施設	自然体験施設、農業体験施設等	156	179
研修施設		78	90
宿泊施設(体験交流施設を除く宿泊施設)		25	31
庁舎等			291
庁舎等		194	210
備蓄倉庫		64	81
企業・創業支援施設・その他法人施設等			181
企業施設	工場、事務所等	91	122
創業支援施設	ベンチャー企業の拠点施設等	18	22
その他法人事務所等(企業・学校法人を除く)		31	37
住宅			32
住宅		27	32
大学施設			25
大学施設		24	25

(複数回答)